

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発病した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年〇月に〇会社に契約社員として採用され、SPD業務（病院内医薬品物流業務）に従事していた。

請求人は配属先である〇病院SPDにおいて、同年〇月中旬頃、上司より「この子、あの子」などと呼ばれたこと、子供を謝らせるような格好で後頭部を押さえつけられたこと等によりストレスを感じ、平成〇年〇月〇日に〇クリニックを受診したところ「うつ病」と診断された。

請求人は業務上の事由により精神障害を発病したとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

私は私病を患っていたが、上司から受けたパワハラが原因で「うつ病」を発病したものであり、業務に起因する精神障害である。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」（以下「判断指針」という。）に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

- (1) 請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F33 反復性うつ病性障害」を平成〇年〇月頃に発病したと認められる。
- (2) 業務による心理的負荷については「上司とのトラブルがあった」（Ⅱ）に該当し、出来事後の状況が持続する程度について心理的負荷の過重性は認められず、心理的負荷の総合評価は「強」には至らないと判断される。
- (3) 業務以外の心理的負荷については「自分が重い病気やケガをした又は流産した」に該当し、心理的負荷強度は「Ⅲ」と判断される。
- (4) 以上のことから、業務による心理的負荷の総合評価は「強」には至らず、業務による心理的負荷が主要な原因となって発病した精神障害とは認められないと判断したため、不支給処分としたものである。

4 審査官の判断

- (1) 請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F33 反復性うつ病性障害」を平成〇年〇月頃に発病したと認められる。

発病前概ね6か月の間の業務による出来事をみると、請求人の作業場所である〇病院のSPD業務は請求人と上司との二人体制である。

請求人はこの上司から、「この子、あの子」などと呼ばれたこと、請求人は薬剤師に挨拶したところ、上司が子供を謝らせるような格好で請求人の後頭部を押さえつけたことなどにストレスを感じたと申し立てている。これらの出来事は、具体的出来事「上司とのトラブルがあった」に当てはめることが妥当と判断する。

当該出来事の平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」であり、これを修正する要素はない。

労働時間について勤怠管理表上では月2～3時間程度の時間外労働が認められ、棚卸し業務があった平成〇年〇月のみ10時間の時間外労働があったことが確認される。請求人は書類と実際に相違があり、月20時間程度の時間外労働があったと申し立てているが、勤怠管理表上の時間外労働時間に仮に20時間を上乘せしたとしても恒常的な長時間労働があったとは認められない。

出来事後の状況が持続する程度について検討すると、上司に子供を謝らせるように後頭部を押さえつけられたという出来事があったのは1度であると認められる。上司から「あの子、この子」という呼ばれ方をされていたことは反復性があったものと思料されるが、「〇さん」と名前で呼ばれている

ところを部長が目撃していることなどから、常時性があったものとは考え難く、また、これらの出来事後に業務の困難性や業務量の増加があった事実は認められない。

よって、出来事後の心理的負荷の過重性が認められない。

また、特別な出来事は認められない。

- (2) 業務以外の心理的負荷の評価については、平成〇年〇月に子宮頸がんと診断され、平成〇年〇月に子宮全摘出手術を受けている。この出来事は「自分が重い病気やケガをしたまたは流産した」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」であり、強度の修正は要しない。

個体側要因について請求人には精神障害の既往歴が認められ、ストレスに対する脆弱性も否定できない。

- (3) 以上のことから、請求人に現れた精神障害について、判断指針に基づいて評価したところ、業務による心理的負荷の強度は「Ⅱ」であり、出来事後の状況が持続する程度に過重性は認められず、特別な出来事も認められない。

よって、心理的負荷の総合評価は「強」とは認められないため、精神障害を発病させるおそれの業務による強い心理的負荷があったものとは認められない。

したがって、請求人の本件精神障害は業務による心理的負荷が主要な原因となって発病したものとは認められないことから、監督署長が請求人に対してなした療養補償給付を支給しない処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。